

益田市簡易給水施設整備事業補助金交付要綱

平成26年3月27日

益田市告示第60号

改正 令和7年12月4日告示第320号

益田市簡易給水施設整備事業補助金交付要綱（平成16年益田市告示第188号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道施設の設置が困難な地域において、安全で衛生的な飲料水を確保するために交付する益田市簡易給水施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、水道施設の設置が困難な地域において、簡易給水施設（水源は、湧水、沢水又は地下ボーリングによるものに限る。）を設置し、又は修繕する事業とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、自己の居住の用に供するために井戸等を設置する個人又は共同利用の代表者であること。
- (2) 水道施設の設置が困難な地域に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住所をいう。）を有し、かつ、居住していること。
- (3) 現に飲料水その他の生活に必要な水の確保が困難な状況にあること。

（補助率及び限度額）

第4条 事業の区分ごとの補助金の補助率及び限度額は、次のとおりとする。

区分	単位	補助率（限度額）
新設	1施設につき	補助対象となる事業費の2分の1以内 (100万円以内)
修繕	1件につき	補助対象となる事業費の2分の1以内 (10万円以上100万円以内)
災害復旧のための修繕又は改修（土木課で実施する小災害対象事業で対象とする災害以上のものを対象とする。）	1件につき	補助対象となる事業費の10分の9以内 (10万円以上100万円以内)

（補助金の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則の定めるところにより、交付申請その他必要な手続を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定より交付申請があったときは、前3条の規定に基づき予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(益田市山村地域生活用水確保特別対策事業補助金交付要綱の廃止)

2 益田市山村地域生活用水確保特別対策事業補助金交付要綱（平成16年益田市告示187号）は、廃止する。

(失効)

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年12月4日告示第320号）

この告示は、令和7年12月4日から施行する。